

## 船橋市アマチュア無線非常通信協力局長委嘱基準

### 1. 目的

この基準は、電波法（昭和25年法律第131号、以下「法」という。）第52条第4号の規定に基づく非常通信を必要とする場合に、災害情報の収集・伝達に協力願うため船橋市アマチュア無線非常通信協力局長（以下「協力局長」という。）を委嘱することに関し必要な事項を定め、もって市の防災対策に資することを目的とする。

### 2. 委嘱の基準

- (1) 協力局長は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、船橋市アマチュア無線クラブ（社団局 JJ1YNA）の推薦を受け市長が委嘱する。
  - (ア) 本市に居住していること。
  - (イ) 年齢が満20歳以上であること。
  - (ウ) 電波法第4条に基づきアマチュア無線の個人局を開設していること。
- (2) 協力局長は、船橋市アマチュア無線非常通信協力局長委嘱証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示する。

### 3. 任期

- (1) 協力局長の任期は3年とする。ただし、新規に委嘱を受ける協力局長の任期は、現協力局長の残任期間に準ずるものとする。
- (2) 協力局長は再任は妨げない。ただし「2. 委嘱の基準」を満たす場合に限る。
- (3) 任期中に「2. 委嘱の基準」に定める要件を欠いた者は、委嘱を解かれたものとみなす。

### 附 則

- 1 船橋市アマチュア無線非常通信協力局長の委嘱に関する基準（昭和63年3月8日防第284号）は廃止する。
- 2 船橋市アマチュア無線非常通信協力局長の委嘱に関する基準（平成6年4月1日）は廃止する。
- 3 この基準は、平成11年5月1日から施行する。
- 4 この基準は、平成12年6月1日一部改正する。
- 5 この基準は、平成19年7月19日一部改正する。
- 6 この基準は、平成22年10月19日一部改正する。